

議案第58号

和解について

王子川水門及び中央雨水ポンプ場における運転操作が適切でなかったために発生した浸水被害を受けたものに係る損害賠償の費用について、次のとおり和解する。

平成30年6月14日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 和解の相手方 大阪市北区中之島二丁目3番33号
住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店
支店長 菊池 清友

2 事故の概要

平成29年9月17日台風18号の際、住友重機械エンバイロメント株式会社に運転管理業務を委託している王子川水門及び中央雨水ポンプ場における運転操作が適切でなかったために浸水被害が発生した。

3 和解の内容

- (1) 本件事故により浸水被害を受けたもので、平成30年2月14日から同年6月1日までの間に示談交渉において合意に至ったものに係る損害賠償の費用（金6,770万8,597円）について、相手方は、新居浜市に対してその全額の損害賠償債務を負担していることを確認し、平成30年8月31日までに支払わなくてはならない。
- (2) 今回合意に至ったものに係る損害賠償の費用については、前号に掲げる事項以外

には、新居浜市と相手方との間に一切の債権債務のないことを確認する。

提案理由

王子川水門及び中央雨水ポンプ場における運転操作が適切でなかったために発生した浸水被害を受けたものに係る損害賠償の費用について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。